

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の継続に係る 電気料金特別措置の適用について

平素は当社の事業活動につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は北陸電力株式会社の電力取次会社として、公共施設や市民向けのみみ子育て応援でんきなどの電力販売を行っておりますが、この度、北陸電力株式会社は政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業^{※1}」の継続に伴い、電気料金の特別措置を継続することといたしました。(2023年9月12日プレスリリース^{※2}参照)

つきましては、北陸電力株式会社の電力取次会社である当社とご契約のお客さまにおかれましても、北陸電力株式会社のお客さまと同様に電気料金の特別措置を継続し、下記のとおり値引きさせていただきます。

なお、今回の継続にあたりお客さまご自身でのお手続きの必要はありません。

記

【低圧でお使いのお客さまの値引き単価（税込み）】

2023年9月検針日～10月検針日の 前日までのご使用分	3.50 円/kwh
【今回の継続内容】 2023年10月検針日～2024年1月検針日の 前日までのご使用分	3.50 円/kwh ^{※3}

【高圧でお使いのお客さまの値引き単価（税込み）】

2023年10月1日～10月31日 までのご使用分	1.80 円/kwh
【今回の継続内容】 2023年11月1日～2024年1月31日 までのご使用分	1.80 円/kwh

燃料費調整単価から政府が定める上記の単価を差し引くことで電気料金の引き下げを行うとともに、電気料金のご請求書等でもお知らせしてまいります。

本事業の詳細については、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト「引き続き、電気・都市ガス料金の負担軽減を行います（資源エネルギー庁）」<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp>をご覧ください。

- ※1 2022年10月に政府が決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策。
- ※2 北陸電力株式会社プレスリリース <https://www.rikuden.co.jp/press/attach/23091201.pdf>
2023.9.12「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の継続に係る電気料金特別措置の申請
- ※3 政府のモデルケース（低圧一般家庭：使用電力量400kwh/月）で試算すると、2023年10月検針日～2024年1月検針日の前日までのご使用分については、毎月1,400円の引き下げとなります。

[お問い合わせ先] 氷見ふるさとエネルギー株式会社
富山県氷見市南大町10番1号
TEL:0766-54-5200